

## 樁洞の産廃処理法

# 一部撤去を中間報告

## 対策検討委 細江市長「尊重したい」

岐阜市樁洞の産廃中間処理業者「善商」による不法投棄事件の現場の処理方法を検討する第三者機関「市産廃不法投棄対策検討委員会」は二十一日、「木くずなど三万トンを撤去し、ガラス・金属類、コンクリート類などは残置する一部撤去案」表の太字の案をベースに考えてほしい」と細江茂光市長に中間報告した。細江市長は「尊重して検討したい」と回答したといい、近く一部撤去の方針を示すとみられる。(藤嶋 崇)

処理方法	撤去量	費用
全量撤去案	土砂以外の75万トン	291億—301億円
残置案	大木など4.5万トン	46億—102億円
一部撤去①案	現場の整形に伴う約6万トン	54億—110億円
一部撤去②案	木くずなど30万トン	122億—150億円
一部撤去③案	土砂、コンクリート以外の50万トン	175億—180億円



中間報告を伝えた後、記者会見する吉田良生委員長(右)と岐阜市役所で

中間報告前に市役所では同じにしたいと協議し開かれた検討委では、藤てきた」と、下部組織の細克之副委員長(信州大技術部会での議論を報告教授)が「(五案の)どした。これを選んでも環境リスク

中間報告することにな

検討委員会の中間報告は、二十一日の協議終了後、吉田良生委員長と藤克之副委員長が口頭で行った。文書にまとめることもなく、他の委員が報告内容を直接確認しないままのやり方に、委員から「委員長一任でない

### 「結論急いでいる」

#### 口頭報告など委員不満

「一部撤去を選択するのは金銭的な理由しかない」と賛否両論が出た。開選(来年一月二十九日投票)を控えた細江市長は年内に方向性を示すことを表明していた。

員長は、報告した細江茂光市長とのやり取りの中で「(この方向で)実施してもらえとの感触を得た」と述べた。吉田委員長は「全量撤去を前提」とは「中間報告が細江市長からあつたことを明かし、「不法行為者(善商など)が撤去する場合のこと。税金が投入される代執行の場合は前提にならない」

と指摘している。(藤嶋 崇)

「これをベースに協議してもらいたい」と提案して検討委の議論は始まり、委員からは「基本的に賛成」「全量撤去の姿勢を見せるべきだ」と賛否両論が出た。開選(来年一月二十九日投票)を控えた細江市長は年内に方向性を示すことを表明していた。

「委員長の報告は急いでいる」との不満が漏れた。全量撤去については、財政問題がネックとされたものの、それについて議論は尽くされないまま終わった。結局、善商などが撤去する場合は全量撤去が前提で、税金を使う行政代執行の場合は一部撤去とする内容の中間報告がなされた。処理方法は今年五月下旬から、検討委の下部組織である技術部会を中心に協議されてきた。市長選(来年一月二十九日投票)を控えた細江市長は年内に方向性を示すことを表明していた。

「この共通認識が得られた。全量撤去については、財政問題がネックとされたものの、それについて議論は尽くされないまま終わった。結局、善商などが撤去する場合は全量撤去が前提で、税金を使う行政代執行の場合は一部撤去とする内容の中間報告がなされた。処理方法は今年五月下旬から、検討委の下部組織である技術部会を中心に協議されてきた。市長選(来年一月二十九日投票)を控えた細江市長は年内に方向性を示すことを表明していた。」

## 農地に残土運びこむ

### 善商の 山県市議会で明らかに

正田被告

岐阜市樁洞で産廃を不法投棄し、岐阜地裁で実刑判決言い渡された中間処理業者「善商」の正田被告(元)が、二〇〇〇年、ろ山県市の農地に建設残土を運び込んでいたことが、二十一日に開かれた山県市議会の一般質問で分かった。旧高富町(現山県市)と原は、搬入中止と農地への復元を指導し、〇三年までにはすべての残土が運び出された。甘い行政指導で不法投棄を許す格好となった岐阜市の対応のまずさがあらためて浮き彫りとなった。寺町知止氏(無所属)の質問に、嶋井勉助役が答弁した。答弁などによると、同市梅原のゴルフ場一岐阜国際カントリー倶楽部」のコース改変を目的とした工事に絡んで、ゴルフ場に隣接する農地約三千四百平方メートル、二〇〇〇年八月、ろから正田被告が中心となって残土の搬入を始めた。農地の転用手続きを怠るなど農地法違反が認められたため、県と高富町が工事の中断を指導。〇三年九月までに原状復帰させた。一方、産廃の搬入を中止する権限を行使しなかった岐阜市は、第三者機関から「違法性が高い」と厳しく指摘されている。(坪井 千華)